

秋田市告示第288号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により定めた本市収納代理金融機関を、次のとおり取消しするので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

令和5年12月4日

秋田市長 穂積 志

- 1 収納代理金融機関の指定を取り消す店舗の名称および住所
株式会社荘内銀行秋田支店
酒田市中町二丁目5番10号（酒田中央支店内）
- 2 取消年月日
令和5年12月31日
- 3 取消理由
公金収納業務の廃止による